

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 31 日 (火) 第3097号の 7



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| 規 則 | 規 則 |
| ○鹿児島県会計規則の一部を改正する規則 (※) | (会計課取扱い) 1 |
| 訓 令 | 訓 令 |
| ○鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (※) | (総務事務センター取扱い) 2 |

規 則

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第11号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則(昭和62年鹿児島県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第133条第1項」を「第137条第1項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

第3条の表教育長、警察本部長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び選挙管理委員会事務局書記長(以下「教育長等」という。)の項中「第5条第1項」を「第5条」に、「職員手当」を「職員手当等」に、「補てん」を「補填」に改め、同表収支かいの長(かごしま県民交流センター、歴史資料センター黎明館及び図書館にあつては副館長をいう。以下同じ。)の項中「副館長を」の次に、「大隅加工技術研究センターにあつては次長を」を加え、「職員手当」を「職員手当等」に、「補てん」を「補填」に改める。

第32条第2項ただし書中「当該」を「, 当該」に改め、「, かごしま応援寄附金にあつては東京事務所長又は大阪事務所長において」を削り、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、かごしま応援寄附金の寄附の申出を受けたときは、別に定めるところによる。

別表第1本庁の表警察本部会計課の項の次に次のように加える。

警察本部生活安全企画課	収入出納員	庶務を担当する係長
警察本部刑事企画課	収入出納員	庶務を担当する係長
警察本部交通企画課	収入出納員	庶務を担当する係長
警察本部公安課	収入出納員	庶務を担当する係長

別表第1収支かいの表北薩地域振興局の項中「庶務を担当する主幹」を「支所長代理」に改め、同表水産技術開発センターの項の次に次のように加える。

大隅加工技術研究センター	出納員	庶務を担当する主幹
--------------	-----	-----------

別表第1収支かいの表有明高等学校の項を削る。

別表第2中「水産技術開発センター」を「水産技術開発センター
大隅加工技術研究センター」に改める。

別表第5の22の項中「補てん及び」を「補填及び」に、「補てん金、欠損補てん金」を「補

填金、欠損補填金」に改める。

別表第 6 支出の部の表22の項中「補てん」を「補填」に改める。

別記第30号様式中「徴収(収納)嘱託員」を「徴収嘱託員」に改める。

別記第54号様式(裏)を次のように改める。

(裏)

納 入 場 所	
次の鹿児島県総括指定金融機関、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関	
1	国内にある鹿児島銀行、南日本銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、宮崎銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行及び九州労働金庫の本店及び支店(三井住友信託銀行の一部の支店を除き、出張所(三井住友信託銀行及び三菱UFJ信託銀行の一部の出張所並びに九州労働金庫の全部の出張所を除く。)及び代理店(鹿児島銀行の代理店に限る。)を含む。)
2	県内にあるみずほ信託銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農協、県信用農業協同組合連合会及び県信用漁業協同組合連合会の本店(所)及び支店(所)(出張所(農協の一部の出張所を除く。))、農協の一部の事業所及び県信用漁業協同組合連合会の全部の営業店を含む。)

別記第59号様式(裏)中「本支店どの店舗でも」を「本店、支店及び出張所で」に改める。

別記第61号様式中「

所 属 コ ー ド	債 権 者 氏 名
-----------	-----------

」を

「

課 (かい) 名	債 権 者 氏 名
------------	-----------

」に、「罫」を「印」に改め

る。

別記第100号様式その1及びその2中「付属品情報」を「附属品情報」に改め、同様式その3中「機械・その他類」を「機械類・その他」に、「付属品情報」を「附属品情報」に改め、同様式その4中「付属品情報」を「附属品情報」に改める。

別記第101号様式中「付属品情報」を「附属品情報」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別記第30号様式及び別記第54号様式(裏)の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 知事は、改正前の鹿児島県会計規則第3条の規定により有明高等学校の長に委任した事務のうち、平成26年度の予算に係る支出に関する事務であってこの規則の施行の日前に執行されなかったものの執行については、改正後の鹿児島県会計規則第3条の規定にかかわらず、串良商業高等学校の長に委任したものとする。
- この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県会計規則別記第59号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

訓 令

鹿 児 島 県
 鹿 児 島 県 議 会
 鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
 鹿 児 島 県 監 査 委 員 訓 令 第 1 号
 鹿 児 島 県 労 働 委 員 会
 鹿 児 島 県 企 業
 鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業

鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事	伊藤祐一郎
鹿 児 島 県 議 会 議 長	池畑 憲一
鹿児島県人事委員会委員長	平田 浩和
鹿児島県代表監査委員	弓指 博昭
鹿児島県労働委員会会長	宮廻 甫允
鹿児島県県立病院事業管理者	福元 俊孝

鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員安全衛生管理規程

平成18年鹿児島県監査委員訓令第1号	鹿 児 島 県	の一部を次
	鹿 児 島 県 議 会	
	鹿児島県人事委員会	
	鹿児島県労働委員会	
	鹿児島県企業	
	鹿児島県県立病院局企業	

のように改正する。

第2条第5号ただし書中「第133条第1項」を「第137条第1項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。